

| | |
|-------------------|------|
| 保存期間 | 廃止まで |
| 例規（刑）第 92 号 | |
| 平成 19 年 12 月 18 日 | |

各部長・参事官・所属長 殿

千葉県警察本部長

千葉県警察刑事技能指導員の指定及び運用要領の制定について
見出しの要領を別添のとおり制定し、平成 20 年 1 月 1 日から実施することとしたので、
その効果的運用に努められたい。

別添

千葉県警察刑事技能指導員の指定及び運用要領

第 1 目的

この要領は、刑事警察の実務において専門的な技能及び知識（以下「専門的技能等」という。）を有する刑事警察官を千葉県警察刑事技能指導員（Criminal Investigation Skill 指導員。以下「C I S 指導員」という。）として指定し、若手捜査員に対する指導教養を行い、その専門的技能等を伝承することにより、刑事警察の充実強化を図ることを目的とする。

第 2 用語の定義

「専門的技能等」とは、刑事警察の一層の充実強化、専門化を図るために後世代への確実な継承が必要な犯罪捜査に関する専門的技能及び知識であって、別表「C I S 指導員に係る専門的技能等一覧表」に定めるものをいう。

第 3 C I S 指導員に充てる職員

C I S 指導員は、原則として、次の要件を満たすものをもって充てるものとする。

なお、C I S 指導員は、警察庁指定広域技能指導官、千葉県警察技能指導官に次ぐ者との位置付けから、同指導官との兼務は行わない。

- 1 年齢が 40 歳以上で、かつ、巡査部長以上の階級にある者
- 2 当該専門的技能に係わる実務経験年数が 10 年以上の者
- 3 当該専門的技能に関し、卓越した実力を有すると認められる者

第 4 C I S 指導員の任務

C I S 指導員は、原則として月 1 回以上、次に掲げる方法により専門的技能等に関する指導教養を行うものとする。

- 1 捜査能力伝承・向上研修
 - (1) 中堅捜査員に対する捜査能力伝承研修
 - (2) 新任捜査員に対する捜査能力向上研修
- 2 職場教養等の集合教養
- 3 専門的技能等に係る職務を遂行しながら行う教養

4 前1から3の研修、教養のほか、専門的技能等の種別又は実情に応じ必要と認められる方法による指導教養

第5 CIS指導員の推薦

刑事部内各所属の長は、所属職員の中からCIS指導員候補者を選定し、CIS指導員推薦書（別記第1号様式）により、刑事部刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）を経由して刑事部長に推薦するものとする。

第6 CIS指導員の指定等

刑事部長は、第5の推薦に基づき、CIS指導員として指定した場合は、CIS指導員指定書（別記第2号様式）を交付するとともに、CIS指導員名簿（別記第3号様式）を作成し、関係所属長に通知するものとする。

第7 指導実施計画の策定

CIS指導員を置く所属の長は、指導の時期及び方法等を定め、指導の年間（月間）実施計画を策定するものとする。

なお、計画の策定に当たっては、専門的技能等の種別、CIS指導員の業務負担その他の事情を考慮すること。

第8 指導結果の報告

CIS指導員を置く所属の長は、CIS指導員が指導を実施した場合は、その結果をCIS指導員指導結果報告書（別記第4号様式）により、刑事総務課長を経て刑事部長に報告するものとする。

第9 その他

- 1 CIS指導員に関する事務は、刑事総務課捜査実務研修所にて行う。
- 2 その他必要な事項は、別に定める。

以下別表等省略